

I 子どもの権利に関する取組の総括

子どもの参加の促進・子どもの権利の理解促進

○ 子どもの参加の促進

- ・「子どもサポーター養成講座」 7回実施、延べ 176 名受講(前年度 10 回、174 名)
- ・「子どもの権利推進アドバイザー」 9回実施(前年度 17 回)
- ・「子どもからの意見募集ハガキ」 テーマ ①閉校した小学校の利用、②博物館の展示や活動
900 名、1,645 件の回答(前年度 407 件)
- ・ 市政における子どもの参加の機会(子ども向けパブリックコメント、子どもとのワークショップ等の合計)
526 件(前年度 424 件)
- ・ 奈井江町との子ども交流事業の実施【新規 P.5】

○ 理解促進

- ・ 広報啓発資料の作成、配布(新小学4年生・新中学1年生全員、新小学1年生保護者等)
- ・ 子どもの権利条例の絵本「おばけのマールとすてきなまち」の作成【新規 P.11】
- ・ さっぽろ子どもの権利の日事業「子どもまちづくりコンテスト実施」【新規 P.12】
- ・ 学校、PTA 関係者や地域団体への出前講座等(子どもへの出前授業6校を含む)
112 回実施(前年度 110 回)

○ 子どもに関する実態・意識調査 (詳細は別紙 1)

①「子どもの権利が守られている」	平成 21 年度	平成 25 年度	増減
大 人	48.4%	49.1%	0.7ポイント増
子ども (13～18 歳)	48.3%	57.0%	8.7ポイント増
②「自分のことを好きだと『思う』」	平成 21 年度	平成 25 年度	増減
子ども (13～18 歳)	53.2%	65.4%	12.2ポイント増
③「条例を『知っている』」 ④ (③のうち、内容についても『知っている』)	平成 21 年度	平成 25 年度	増減
大 人	51.0% (15.7%)	54.0% (15.6%)	3.0ポイント増 (0.1ポイント減)
子ども (10～18 歳)	35.6% (12.9%)	40.2% (11.7%)	4.6ポイント増 (1.2ポイント減)

【総括】

上記①～③の項目は前回の結果を上回っており、また、権利条例の認知が進むことで子どもの権利への関心が高まることも確認されるなど、他の調査結果とともに子どもの権利に関する取組が一定程度進んだことが認められる。

一方で、条例の認知度が上昇しつつも④のとおり内容の理解度がわずかではあるものの減少している等、現状における課題も明らかとなった。

今回の調査結果を踏まえながら、次期「札幌市子どもの権利に関する推進計画」を平成 26 年度中に策定するとともに、各種施策の推進を通じ、子どもの権利の保障を一層進めていく。

子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）

○ 実績

	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
実件数	1,278 件	1,171 件(8.4%減)	1,191 件(1.7%増)	1,197 件(0.5%増)	1,035 件(13.5%減)
延べ件数	3,571 件	3,788 件(6.1%増)	4,186 件(10.5%増)	3,925 件(6.2%減)	3,247 件(17.3%減)
調整活動	41 件	42 件	19 件	18 件	21 件
申立	3 件	1 件	1 件	1 件	5 件
自己発意	0 件	0 件	0 件	2 件	1 件※

()内は前年度比

※前年度から継続調査した案件

○ 相談状況

- ・ 実件数中、子どもからの相談は約 6 割の 592 件（前年度：711 件、対前年度比 16.7% 減）で、うち E メールによるものが 347 件（前年度：457 件、対前年度比 24.1% 減）となっている。
- ・ 大人からの相談は 443 件（前年度：486 件、対前年度比 8.8% 減）となっている。

○ 調整活動

- ・ 調整活動は 21 件につき実施。
- ・ 学校を調整先とする案件 17 件で平成 24 年度の 8 件に対し、倍増している。

年度 \ 調整先	学校	児童相談所	市教育委員会	その他
平成 24 年度	8 件	8 件	1 件	1 件
平成 25 年度	17 件	4 件	0 件	0 件

○ 救済の申立て（詳細は別紙 2）

申立てを受理した 5 件のうち、私立高校（3 件）、市立中学校（1 件）に関するものについて、調査及び調整を実施

※ うち 1 件は取り下げにより実施せず。

○ 自己の発意による調査（詳細は別紙 2）

平成 24 年度に調査開始した案件（無戸籍児の行政サービス上の不利益の有無等に係る調査）について、継続調査を実施

○ 広報活動

P R 及び子どもの権利侵害の未然防止を目的とした DVD を制作【新規 P.11】

⇒ 当該 DVD を市内各学校へ授業・特別活動等で活用を図るよう依頼

⇒ CM 映像を地下歩行空間の街頭ビジョンで放映

子どもの権利に関する教育委員会の取組

- 教育委員会では、子どもの権利の理念を生かした教育活動の充実が、各学校においてより一層図られるよう、教職員向けの研修や札幌市人権教育推進事業を実施した。
- 校長や教員が権利条例について十分理解することができるように、新任管理職研修や初任者研修・10 年経験者研修などで子どもの権利に関する講義を行うとともに、いじめや不登校の対応に関する講演やピア・サポート※に関連した演習などを行った。

※ピア・サポート:子ども同士(仲間=peer)が互いに支え合えるような関係を作りだす仕組み

研修名	研修内容	参加者
新任管理職研修	講義「子どもの権利を大切に した教育の推進」	園長・校長・副校長 61 名
10 年経験者研修	講義「子どもの権利に関する 指導の在り方」	小・中・高・特別支援学校教諭、 養護教諭 110 名
初任者研修	講義「子どもの権利に関する 指導の在り方」	小・中・高等学校教諭、養護教諭 222 名
センター研修講座	講義「子どもの権利や命を守る」	教員 29 名
	講義「いじめの理解とその対応」	教員 197 名参加
	講義・演習「いじめへの適切な対応 を考える」	教員 61 名参加
	講義・演習「いじめや不登校を未然 に防ぐピア・サポートについて」	教員 295 名
	講演「いじめや不登校を未然に防ぐ 子どものサインのとらえ方」	教員 325 名参加
札幌市小中学校 教育課程研究協議会	説明「学校における子どもの 権利を踏まえた取組」	小学校校長、教員 362 名 中学校校長、教員 220 名

- 札幌市人権教育推進事業の研究課題として「子どもの権利に関する研究」を位置付け、小学校1校、中学校2校、高等学校1校の研究推進校において研究を実施した。

研究推進校①	市立太平南小学校
研究授業の公開	平成 26 年2月 18 日(水)13 時 30 分～ 授業:3年 道徳 主題名「精一杯生きる」 病気で亡くなった小学生の書いた詩から、命を大切にする意味を考え、命を大切にすることの重要性に気付く授業を行った。
研究推進校②	市立上篠路中学校
ピア・サポートの研究	自己肯定感や自己有用感を育成する取組として、ピア・サポートの手法を活用する授業研究や、命を大切にする講演会を行った。
研究推進校③	市立屯田北中学校
ピア・サポートの研究	豊かな人間関係の基礎となる「支えあう温かな関係性」を育むためにピア・サポート・トレーニングの全校実施に取り組んだ。
研究推進校④	市立札幌新川高等学校
生徒会活動の取組	生徒会活動において、自分たちに関わる諸課題を、自ら考え、責任を持って行動し、解決していくことを通し、子どもの権利として、より良い地域づくりや課題解決に関わっていく実践的態度の育成に取り組んだ。

Ⅱ 主な取組状況（札幌市子どもの権利に関する推進計画の基本目標ごとの主な取組状況）

基本目標１ 子どもの意見表明・参加の促進

(1) 子どもの参加の充実と支援

① 子どもの権利推進アドバイザー（平成 22 年度より実施）

主に市職員や関連団体などを対象に、子どもの権利に関する助言や講演等を行うことを目的として、設置。平成 25 年度は、薄木宏一氏（前札幌市子どもの権利救済委員・弁護士）、小本恵子氏（札幌人権擁護委員）の 2 名に委嘱し、研修会や講演会などを実施。

【実績】

平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
9 回	10 回	17 回	7 回



② 子どもサポーター養成講座（平成 22 年度より実施）

主に地域などで子どもに関わる活動を行っている大人を対象に、子どもの参加を進めるためのノウハウ等を身につけることを内容とする講座を実施。平成 25 年度は「基礎編」、「実践編」、「活動体験編」、「子ども支援知識編」を開催。

【実績】

	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
講座数	5 回	13 回	10 回	7 回
延べ人数	66 名	104 名	174 名	176 名



(2) 市政における子どもの意見の反映

① 子ども議会（平成 13 年度より実施）

子どもたちが決めたテーマについて、話し合いや勉強会を行い、札幌市に対する提案事項をまとめている。本会議では、子ども議員が議場で提案を発表し、市長等がこれに対して答弁。本会議終了後は、庁内の子どもの意見を聞く場として広く活用。

【実績】

- 子ども議員数:60 名、大学生サポーター:11 名、委員会開催回数:7 回
- 提案項目

個別テーマ	学校の有効活用について。みんなが安心して移動できる方法について。外国人観光客に多く来てもらうための方法について。就職や仕事について考え、興味を持つきっかけづくりについて。札幌の緑化について
共通テーマ	子どもたちが主体的に節電に取り組める方法について。節電を考えるきっかけについて。自動車の利用を減らす方法について。リサイクルの推進について。水力発電の普及について。

【庁内部局が子どもの意見を聞く場として活用した事例】

- ・ 札幌市まちづくり戦略ビジョン〈戦略編〉キッズコメント・パブリックコメント
- ・ 札幌市市有建築物のあり方についての意見交換会

② 市政に対する提案・意見募集(平成 24 年度より実施)

子どもが市政について、気軽に提案や意見を言うことができるよう、返信用ハガキを添付した資料を作成し、学校や公共施設に配布。

子どもから寄せられた提案・意見の概要やそれに対する札幌市の見解を子どもの権利の広報紙に掲載。

テーマ	主な意見	件数
①閉校した小学校の利用	・カフェ。紅茶やスイーツをみんなで作る ・理科室や音楽室を使っただめし	900 名 1,645 件
②博物館の展示や活動	・見て触れて体験できる施設 ・札幌の自然を展示し、街のよさを知ってもらう	

③ 市政における子どもの意見表明の機会の促進

子どもを対象としたパブリックコメント、ワークショップやアンケートを実施するなど、市政に子どもの意見を反映する仕組みを拡大するよう、取組を推進。

【主な内容】

項目	内容
札幌市まちづくり戦略ビジョン＜戦略編＞策定における子どもの意見の反映【市長政策室】	子ども向け資料を市内の学校に配布し、意見(キッズコメント)を募集した。609 人から 1,093 件の意見が寄せられ、意見を参考に当初案を一部変更した。策定後、子ども向けのパンフレットを作成し、市内の小中学校 299 校へ配布した。また、戦略ビジョンを題材とした中学 3 年生向けの社会科副読本を作成し、全校へ配布。
「第二次健康さっぽろ 21」策定に係るキッズコメントの実施【保健福祉局】	策定にあたり、小・中学校、児童会館等に、子ども向けの意見募集資料を作成し、配布し、小学校 5 年生から中学校 3 年生まで 447 人から意見提出があった。実施後、実施結果の送付、キッズコメントの結果を配布場所に送付し、小・中学校に計画書と概要版を送付した。
生物多様性さっぽろ実践ハンドブック作成【環境局】	生物多様性保全のため子どもから大人まですぐに取り組むことのできる行動例を示したハンドブックを作成するにあたり、市内中学生で構成される子ども企画委員会にて内容の検討を行った。
「札幌市教育振興基本計画(案)」策定における子どもの意見の反映【教育委員会】	計画の策定に当たり、子どもの意見を取り入れるため、市立学校(小、中、高)計 10 校において児童生徒との意見交換を行ったほか、「子ども教育委員会会議」(意見交換に出席した児童生徒の中から原則各校 1 名が出席)を開催し、学校種を超えた意見交換を行った。また、子ども用の資料を作成のうえ、市内の学校に配布し、311 人から 1,401 件の意見が寄せられ、寄せられた意見を参考に当初案を一部変更した。

④ 子ども交流事業

札幌市の子ども議員と奈井江町※「子ども会議」の子どもが、子どもがまちづくりに関わるそれぞれの取組や活動について意見交換を実施。

※ 奈井江町は、平成 14 年に道内で最も早く「子どもの権利に関する条例」を制定。子ども会議では、子どもがまちのイベントや地域の環境活動に関する取組を企画、実施している。

なお、北海道内には「子どもの権利条例」を制定している自治体が 6 市町あり、制定順に奈井江町、芽室町、札幌市、幕別町、北広島市、士別市となっている。



(3) 子どもの権利に関する施策実施状況の調査

① 庁内（平成 21 年度より実施）

各局区が実施している事業の中で、「子どもの参加」や「子どもに分かりやすい情報発信」の取組状況について調査し、庁内において情報共有することにより、子ども参加等のより一層の推進につなげていくこととしている。

【子どもに分かりやすい情報発信】

	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
ホームページ	53	71	131	123	186
パンフレット等	83	91	136	142	222
その他	17	36	57	37	56
合計	153	198	324	302	464

【子どもの参加】

	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
市政への参加※ ¹	16	28	44	46	77
行事等への参加※ ²	323	297	331	378	449
合計	339	325	375	424	526

※¹ 子ども向けのパブリックコメント、アンケート、ワークショップの実施など、市政に対し意見を反映する機会となっているもの。

※² 行事の準備、当日の発表、仕事の体験など、行事への参加者を集計したもの。

② 地域（平成 23 年度より実施）

地域団体等が実施し、まちづくりセンターが関わる事業における、子どもの参加の実践例などの取組状況について、調査し、情報を共有することにより、地域における子ども参加等のより一層の推進につなげていくこととしている。

【事例数】

	平成 23 年度	24 年度	25 年度
企画運営※ ¹	10	11	15
行事への参加等※ ²	93	93	119
大人の取組※ ³	25	29	41
合計	128	133	175

※¹ 行事等の計画段階から子どもが関わっているもの。

※² 行事当日の手伝い、参加者として参加しているものなど。

※³ 子どもの見守り活動など、子ども自身は関わらないが、子どもの育ちのための大人と取組や活動など。

基本目標2 子どもを受け止め、育む環境づくり

(1) 子どもの居場所づくり

① 放課後の居場所づくり

【児童会館】

児童の放課後の生活を豊かにし、異年齢集団での遊びを通じた地域における児童の交流を深めることを目的としており、1 中学校区に 1 館を基本とし、現在は 104 館整備している。

【ミニ児童会館の整備】

校区内に児童会館がない小学校の児童の放課後の居場所を確保するため、当該小学校の余裕教室等を活用したミニ児童会館を整備している。

	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
整備数	60 館	67 館	70 館	79 館	86 館

【中・高校生の居場所づくり】

中・高校生の主体的な活動を促進・支援するための場所として、また家庭や学校以外にも自分自身が受け止められていると実感できる場所として、児童会館がその役割を果たせるよう、中・高校生の利用促進に繋がる体制及び環境づくりを行っている。

【児童クラブ】

平成 25 年 4 月から対象学年を小学 6 年生まで拡大した。

【児童会館のあり方検討】

今後も児童会館事業を安定的・継続的に実施するために、児童会館のあり方指針を策定した。また、篠路児童会館の建て替えに係る基本設計に子どもたちの意見を反映させるために、子どもワークショップを開催した。

② 学びの環境づくり(平成 24 年度より実施)

不登校児童生徒の受け皿として、学習支援や体験活動など、子どもの学びの環境の充実を図っているフリースクール等民間施設に対し、事業補助による支援を実施した。

【実績】

補助団体数	6 団体
補助額合計	8,030 千円
内容	配置職員の充実に係る費用、教材教具の整備、体験学習など活動の充実に係る経費の一部

(2) さまざまな活動を通じた人間関係づくり

① プレーパーク事業の推進

公園等を活用し、事前の協議のうえで規制を極力排除した子どもの遊び場である「プレーパーク」事業について、「札幌市プレーパーク基本方針」及び「プレーパーク事業推進要綱」を策定し、事業の推進を図っている。

【実績】

普及啓発事業	プレーパークの講演会を開催 68 名参加 札幌市プレーリーダー研修会の実施 22 名参加 出前講座:5団体に実施、38 名参加 出張プレーパーク5団体に実施、322 名参加
活動助成事業	プレーパーク実施団体に対する活動費の助成 ・実施回数 171 回 ・参加者数 6,618 名

(3) いじめ・不登校への対応

① いじめに対する取組

各学校において、いじめの取組年間計画に基づいた取組を推進した。

11月の「いじめの状況等に関する調査」の際に、子どもがより率直な気持ちを回答できるように、「悩みやいじめに関するアンケート調査」として実施した。

また、各学校において、その回答を分析して子どもとのきめ細かな面談を実施するなど、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組の充実を図った。

【いじめに関する意識調査(市立小学校、中学校、高等学校の合計)】

	H22 年度	H23 年度	H24 年度※	H25 年度
いじめられていると思う	8.0% (11,212 人)	7.9% (11,060 人)	14.5% (20,099 人)	12.1% (16,584 人)
思わない	90.9% (127,705 人)	91.5% (128,195 人)	84.0% (116,449 人)	86.9% (119,478 人)

※ H23 年度までは「今、いじめられていると思うか」という設問であったのに対し、H24 年度からは「今の学年になってから、いじめられたことがあるか」という設問に変更となったこと等の影響から数値が増加していると考えられる。

※ H25 年 11 月の調査で「いじめられたことがある」と回答した児童生徒 16,584 人。アンケート後、「ある」と回答した全ての子どもから担任等が聞き取りを行い解消に向けて保護者とも連携しながら相談・指導等を行うとともに、状況について教育委員会が継続的に確認している。

② 不登校に対する取組

平成 24 年度から、不登校や不登校の心配のある子どもや家庭を支援する「心のサポーター配置モデル事業」を行っており、平成 25 年度はモデル校を拡充して実施した。本事業では、中学校に「相談支援パートナー」を配置し、不登校の子どもに対する別室等での個別の指導や家庭訪問、関係機関と連携した取組など、一人一人の子どもの状況に応じたきめ細かな支援を行い、不登校状況の改善を図った。また、小学校に「相談支援リーダー」を配置し、不登校の子どもの支援を行うとともに、中学校に配置されている「相談支援パートナー」への指導・助言を行った。

また、学校に抵抗感のある子どもが通えるように、学校以外の不登校対策施設として「教育支援センター白石」を開設した。仲間と関わりながら学習や体験的な活動に取り組むことにより、学ぶ楽しさを実感し、人と関わることへの抵抗感を和らげるなどの状況の改善を図り、学校復帰を含めた社会的自立を目指す支援を行った。

【児童生徒(市立小学校、中学校の合計)】

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
児童生徒数	1,654 人	1,692 人	1,700 人	1,623 人

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)」

【心のサポーター配置モデル事業の実績】

- ・相談支援パートナー配置校数 中学校 40 校(H26 年度は全市立中学校 97 校)
- ・相談支援リーダー配置校数 小学校 5 校(H26 年度は 10 校)
- ・相談支援パートナー及び相談支援リーダーの配置校で、不登校の状況にある児童生徒 817 名のうち、登校状況の改善が見られた児童生徒 290 名(35.5%) 26 年 3 月末

基本目標3 子どもの権利の侵害からの救済

(1) 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の運営状況

権利条例第33条に基づく子どもの権利の侵害からの救済機関であり、「子どもの最善の利益」を判断の基準に、子どもが自らの力で次のステップを踏むことができるよう支援することを基本姿勢として、相談への対応、申立てに基づく救済活動等を行っている。

【目的】

権利条例第33条に基づき、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図ること。

【運営体制】

〔委員等〕 救済委員2名（弁護士、大学教授）、調査員3名、相談員7名

〔事務局〕 4名（うち、子どもの権利救済事務局長は子ども育成部長が兼務）

〔相談時間帯〕 月曜日～金曜日：10時～20時、土曜日：10時～15時

【特徴】

- ・権利侵害に限らず幅広く相談を受ける。
- ・相談の延長としての調整活動、申立て・自己発意に基づく調査・調整・勧告等を行うことができる。
- ・通話料のかからない子ども専用電話を設置している。
- ・メール相談を導入している。

【相談実績(2P再掲)】

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
実件数	1,278 件	1,171 件(8.4%減)	1,191 件(1.7%増)	1,197 件(0.5%増)	1,035 件(13.5%減)
延べ件数	3,571 件	3,788 件(6.1%増)	4,186 件(10.5%増)	3,925 件(6.2%減)	3,247 件(17.3%減)
調整活動	41 件	42 件	19 件	18 件	21 件
申立	3 件	1 件	1 件	1 件	5 件
自己発意	0 件	0 件	0 件	2 件	1 件※

() 内は前年度比

※前年度から継続調査した案件

＜平成25年度の調整活動21件（延べ125回）の調査、調整先＞

- ・学校17件
- ・児童相談所4件（うち虐待通報4件）

【寄せられた声】

＜子どもから＞

- ・周りから意地悪をされている友達から相談されたのに何もしてあげられずつらい。
- ・インターネットの掲示板に部活の悪口を書き込んでしまった。本当はみんなのことが嫌いなわけではないのに、本当の気持ちを伝えるにはどうしたらよいだろうか。

＜保護者から＞

- ・子どもを叱っても反発するばかりで、これ以上何と声をかけたら良いかわからない。
- ・子どもの衝動的な行動などから、発達障がいがあるのではないかと心配だ。

【他の機関との連携】

子どもに関する問題が多様化、複雑化する中で、行政機関だけでなく民間団体等も含めた幅広い連携が必要となるため、他の相談機関に呼びかけて「子どものための相談窓口連絡会議(官民18機関が参加)」を開催（年2回）。

(2) 児童虐待への対応

児童虐待については、平成 23 年 9 月から電話による「子ども安心ホットライン」を開設したほか、各区役所においては、虐待通報があった際の初期調査を行う主査の配置（平成 22 年度）、家庭児童相談室の設置（平成 23 年度）を行い、対応を強化している。

【児童虐待取扱件数】

	平成 21 年度	22 年度	23 年度※	24 年度	25 年度
児童相談所	620(0.2%減)	478(22.9%減)	437(8.5%減)	435(0.5%減)	402(7.6%減)
区役所	188(84.3%増)	208(10.6%増)	432(107.7%増)	264(38.9%減)	251(4.9%減)

()は前年度比

※ H23 年度から区役所に家庭児童相談室を設置。

【H25 年度の主な虐待者の内訳】

実母:69.4%、実父:17.2%、・実父以外の父親等:9.7%、
実母以外の母親等:1.5%、その他:2.2%(児童相談所取扱分)

【児童虐待通告受付件数】

年度	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
児童相談所	736(26.5%増)	814(10.6%増)	710(12.8%減)	940(32.4%増)	998(6.2%増)
区役所	－※	217(-)	187(13.8%減)	177(5.3%減)	100(43.5%減)

()は前年度比

※ H21 年度まで、虐待通告は児童相談所で計上

【相談・対応体制の強化に向けた主な取組】

- ・ 区要保護児童対策地域協議会の活性化による関係機関との連携強化
- ・ 児童相談所と区家庭児童相談室の役割分担の明確化と連携強化
- ・ 区家庭児童相談室職員の資質向上に向けた研修の充実

基本目標 4 子どもの権利を大切にする意識の向上

(1) 広報物の作成

① パンフレット等

権利条例の内容や具体的な事例を紹介するパンフレットや救済機関を紹介するリーフレット等を作成し、子ども、各学校や関係施設、地域関係者等へ配布。

区分	種類	主な配布先
条例	条例パンフレット(小・中学生)	新小学4年生全員・新中学1年生全員
	条例パンフレット(一般・高校)	高等学校、保育園、児童会館など
	条例チラシ	新小学1年生児童全員の保護者
	リーフレット(KenriBook)	一般、地域関係者など
	チラシ(ミニ book)【新規】	小・中学校、児童会館など
	絵本【新規】※1	小学校、幼稚園、保育園、児童会館など
子どもアシストセンター	リーフレット	新小学1・4年生全員・新中学1年生全員
	カード	小中学校児童生徒全員
	ポスター	小中学校、特別支援学校等に配布
	チラシ	一般(出前講座・イベント時に配布)
	啓発用DVD【新規】※2	小中学校、特別支援学校等に配付

※1 「絵本」 幼児・小学校低学年やその保護者等を対象とした絵本「おばけのマールとすてきなまち」を平成25年度新たに作成。作成過程において、小中学生を対象とした子ども企画委員会「ええ本(絵本)どーする?委員会」を設置し、絵本の内容にある「すてきなまち」のアイデアについて話し合いを実施。話し合いには絵本の作者も参加し、実際の絵本に「すてきなまちの設計図」として反映。



また、12月には絵本完成記念イベントを実施し、親子連れなど約300名が参加。

※2 「DVD」 子どもの権利救済機関及び権利侵害の未然防止を目的とした啓発用のDVDを作成。「いじめ」をテーマとしたドラマを盛り込み、市内小・中学校、特別支援学校などに配布し、学校における特別活動等で活用するよう依頼。PR映像ではマスコットキャラクターである「ハッピー」が案内人となり、子どもがより親しみを持てるよう当機関を紹介している。

その他、CM映像を地下歩行空間の街頭ビジョンで放映し、市民に向けたPRも実施した。



② ニュースレター

子どもの権利に関するニュースレター、子どもの権利救済機関のニュースレターを各年度2回発行し、学校、施設や地域関係者に配布。

名称	主な内容等
子どもの権利ニュース (一般向け)	地域や市政における子ども参加の具体的事例
子ども通信 (子ども向け)	学校、地域、市政における子ども参加の具体的事例
あしすと通信 (主に保護者向け)	活動状況や相談から見える子どもたちの姿など

(2) さっぽろ子どもの権利の日事業「子どもまちづくりコンテスト」

権利条例第 5 条に規定する「さっぽろ子どもの権利の日(11 月 20 日)」の前後に、子どもの権利について、市民の関心を高めるための事業を実施。

平成 25 年度は、「子どもまちづくりコンテスト」として、地域で子どもに関する活動を行っている団体が、現在の取組や今後の取組・活動について提案・発表を行った。発表後は、各団体による意見交換を実施。なお、イベントには子ども交流事業に参加した奈井江町子ども会議や札幌市子ども議会の子どものも参加した。このほか、子どもの権利に関する啓発作品を子どもから募集し、展示を行った。



【実績】

参加者数:約 150 名
(市内4団体、奈井江町子ども会議、札幌市子ども議会)



(3) 出前講座等

子育てサロン利用者及びボランティア、PTA・校長会など学校関係者、地域団体等を対象に子どもの権利や子どもの権利救済機関に関する講座を実施。このほか、子どもを対象とした出前授業のほか、教職員を対象とした出前講座を実施。

【実績】

年度	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
回数	79 件	106 件	109 件	110 件	112 件※

※ 25 年度の主な相手先:

学校関係 10 件、PTA 関係 5 件、児童福祉・子育て支援関係 33 件、
地域団体・青少年育成関係 10 件、子ども 36 件、その他 18 件

(4) 学校教育における理解促進に向けた取組

① 教員研修の実施（教育センター等における研修）

教育委員会では、市立幼稚園・学校の新任管理職及び、10 年経験者・初任者を対象とした研修や、一般教諭向けの教育センター研修講座を実施するとともに、全小中学校参加の「小中学校教育課程研究協議会」において説明を行った。

【新任管理職研修】

実施日時/対象	平成 25 年4月 17 日(水)…新任管理職(園長・校長・副校長 61 名参加)
内 容	講義「子どもの権利を大切にしたい教育の推進」 講師:教)指導担当課長、子)子どもの権利推進課長 新たに昇任した校長等に対して、子どもの権利を踏まえた学校経営を進めるために、条例の趣旨を踏まえた教育のより一層の充実に関わる説明を行った。

【10 年経験者研修】

実施日時/対象	平成 25 年8月8日(木)…10 年経験者研修受講者(小・中・高・特別支援学校教諭、養護教諭 110 名参加)
内 容	講義「子どもの権利を大切にしたい指導の実際」 講師:教)指導担当係長、子)子どもの権利推進担当係長 校内外でこれから中心的な役割を担っていく 10 年経験者に対して、子どもの権利の考え方や実践例を紹介した。

【初任者研修】

実施日時/対象	平成 25 年 11 月 27 日(木)…初任者研修受講者(小・中・高等学校教諭、養護教諭 222 名参加)
内 容	講義「子どもの権利に関する指導の在り方」 講師:教)指導担当係長、子)子どもの権利推進担当係長 初任者に対して、子どもの権利の基本的な考え方や実践例を紹介した。

【教育センター研修講座】

実施日時/対象	平成 25 年8月5日(月)…教員 29 名参加
内 容	講義「子どもの権利や命を守る」 講師:田中燈一弁護士(田中法律事務所) いじめや少年事件の事例等を通して、学校事故の対応について検討
実施日時/対象	平成 25 年8月6日(火)…教員 197 名参加
内 容	講義「いじめの理解とその対応」 講師:平野直己准教授(北海道教育大学) いじめが起こる要因や子どもたちの心理、いじめを未然に防ぐ対応の基本的な姿勢についての講義を実施した。
実施日時/対象	平成 25 年8月 12 日(月)…教員 61 名参加
内 容	講義・演習「いじめへの適切な対応を考える」 講師:柳生和男教授(文教大学) 事例に対するスーパービジョンを通して、いじめの未然防止と対応について考える講義と演習を実施した。
実施日時/対象	平成 25 年8月 16 日(金)…教員 295 名参加 ※平成 25 年度不登校対策連絡会議との共催として実施
内 容	講義・演習「いじめや不登校を未然に防ぐピア・サポートについて」 講師:栗原慎二教授(広島大学大学院)

	子どもたちの「関わる力」を高めることで、いじめや不登校が起こりにくい学級集団をつくる理論や方法についての講義と演習を実施した。
実施日時/対象	平成 26 年1月 8 日(水)…教員 325 名参加
内 容	講演「いじめや不登校を未然に防ぐ子どものサインのとりえ方」 講師:福井雅英教授(北海道文教大学)
	子どもにとって必要な支援を考えていくための手立てとして、子どもの何を見つめ、何を理解していくかについての講演を実施した。

【札幌市小中学校教育課程研究協議会】

実施日時/対象	平成 25 年 12 月3日(火)…市内小学校校長、教員(362 名参加) 平成 25 年 12 月2日(月)…市内中学校校長、教員(220 名参加) ※すべての市立小中学校から 1 名以上の一般教諭が参加
内 容	説明「学校における子どもの権利を踏まえた取組」 講師:教)指導担当課長

② 人権教育推進事業による研究の実施

各学校で、権利条例の趣旨を踏まえた教育実践が行われるように、札幌市人権教育推進事業において子どもの権利に関する研究を実施した。

研究では小・中・高等学校4校の研究推進校において、研究授業の公開やピア・サポートに関する研究、生徒会活動の取組に関する研究を実施した。

ア 研究授業の公開

子どもの権利のうち、「安心して生きる権利」と関連させ、「命を大切にすること」について、道徳の授業を公開した。

実施校	市立太平南小学校
実施日時/授業	平成 26 年2月 18 日(水)13 時 30 分～ 授業:3年 道徳 主題名「精一杯生きる」
内 容	病気のため小学生で亡くなった宮越由貴奈さんの「命」という詩を読み、命を大切にすることを考えたり、相手を傷つける言葉を出さず他者の命も大切にすることの重要性に気付いたりする。
児童の感想	- この詩を書いたゆきなさんはテレビでいじめとかのニュースを見て、いじめとかをやめてほしいから、命の詩を書いたのだと思いました。 - 私は悲しいと思いました。なぜかという、命は休むことなく働いているのに、「命なんかいらぬ」と言って命をむだにする人もいますから。私は命がつかれたと言うまで、せいいっぱい生きてやろうと思いました。 - 命はいつ消えるかわかりません。なので、もっともっと自分の命や他の人の命も大切にしたいです。 - 命という詩には命を大切にしようという思いのほかに、いじめや自さつを止めようという思いがあるんだなと思いました。他の人の命も気づかいながら、自分の命を大切にしようと思いました。
参加者	学校関係(10 名)、市議会議員(4名)、一般市民(6名)、報道(1 名)、子ども未来局(4名)、教育委員会事務局(3名)



参加者の感想	・子どもたちが思ったこと、気づいたことを自由に発言していました。同学年の辛い状況にある子どもに自分を重ね、心＝自分を大切にすることが学べたと思います。 ・集団の中で命の大切さについて話し合うのはすばらしいことです。子どもたちの心に深く、そして、大切なこととして伝わったと思います。 ・このような取組を継続し、今後も高学年、中学生と年齢に応じた授業をさらに工夫していただきたいです。 ・命について考え気づく機会にめぐり会った子どもたちですが、重要なのはこの意識が大人になっても継続されるかどうかだと思います。一度きりではなく大人になるまでどれくらい考えるチャンスがあるかが大切だと感じました。
--------	--

イ ピア・サポートに関する研究

ピア・サポートの取組を教育課程に位置付け、全校で実施するために、授業研究や講演会などを実施した。

実施校	市立上篠路中学校
テーマ	自己肯定感や自己有用感を育成する取組 ～ピアサポートの手法を活用、命を大切にする講演会～
ねらい	・不登校やいじめ等に対しては、児童生徒間の人間関係が起因していることが多い。これらを改善するため、自我が形成される時期を過ごす中学校生活において、自己肯定感や自己有用感を持ち、行動できる生徒を育成する。
内 容	【実践①】「ピア・サポートを活用した道徳～全学年～」 ○ピア・サポートの目的や意義について理解し、学校生活における日常的な場面において、互いに思いやり、助け合い、支え合える人間関係について考えを深める。 ・1学年「2種類のコミュニケーション」 ・2学年「相手の思いをくみとる」 ・3学年「聴き方上手は生き方上手」 【実践②】「命を大切にする講演会」11月28日 6校時 全校集会 ○「みんなの笑顔にあいたくて」～きくと叶う夢のために、たのしくがんばる、だからあきらめないで～ ・命の尊さを理解し、かけがえのない自他の命を尊重する。 ・自己の実現へ、「夢」の大切さを知る。
成 果	・自己有用感や自尊感情をもつ良い機会となった。 ・ピア・サポートを意識し、全校で実践し研修を深めることができた。 ・講演会では、講師の方が自分の生き方をもとにして講演され、自己肯定感の大切さや自己実現への考え方を知ることができた。
課 題	・ピア・サポートを意識した継続した行動や、自己有用感を育成するための支援として、プログラムの実践や、道徳の年間計画に「ピア・サポート」を設定することにより、生徒への定着を図っていく。

実施校	市立屯田北中学校
テーマ	ピア・サポート・プログラムを活かした豊かな人間関係づくり ～ピア・サポート・トレーニングの全校実施を通して～
ねらい	・安定した自己肯定感と仲間に対する尊重を大切にしながら、それを支える基本的なコミュニケーションスキルを高め、豊かな人間関係の基礎となる「支えあう温かな関係性」を育み、意欲的に生活や学習に取り組もうとする心情や態度を育てる。

内 容		・生徒の実態を踏まえ、豊かな人間関係の基礎となる「支えあう温かな関係性」を育むために必要な、基本的なコミュニケーションスキルを習得させ、温かく居場所のある学校風土の実現を目指した。		
		1学年	2学年	3学年
1 学 期	【オリエンテーション】 ピア・サポートについて 【トレーニング】 ①あいさつで名刺交換 ②自分ってどんな人？ ③話の上手な聴き方	【オリエンテーション】 ピア・サポートについて 【トレーニング】 ①あいさつで座席表づくり ②自分ってどんな人？ ③話の上手な聴き方	【オリエンテーション】 ピア・サポートについて 【トレーニング】 ①あいさつで名刺交換 ②自分ってどんな人？ ③話の上手な聴き方	【オリエンテーション】 ピア・サポートについて 【トレーニング】 ①あいさつで名刺交換 ②自分ってどんな人？ ③話の上手な聴き方
2 学 期	④プラスの言葉とマイナスの言葉 ⑤すごろくトーキング ⑥怒りの温度計	④プラスのストローク(夏休みの思い出) ⑤すごろくトーキング ⑥怒りの温度計	④プラスの言葉とマイナスの言葉 ⑤怒りの温度計 キャリアアンカーを探せ	④プラスの言葉とマイナスの言葉 ⑤怒りの温度計 キャリアアンカーを探せ
3 学 期	⑦プラスのストローク(冬休みの思い出) 【実践】 新しい仲間のために 【まとめ】 1年の反省とプランニング	⑦プラスのストローク(冬休みの思い出) 【実践】 送別の合唱をつくる 【まとめ】 1年の反省とプランニング	⑦プラスのストローク(冬休みの思い出) 【実践】 送別の合唱をつくる 【まとめ】 1年の反省とプランニング	⑥上手な断り方 ⑦友達の相談にのってみよう 【実践】 別れの花束 【まとめ】 1年の反省とプランニング
成 果		・ピア・サポート・トレーニングを、道徳的価値項目にあわせて道徳の時間に配置し、年間を通して全学年で実施することができた。 ・ピア・サポートの考え方を活かした交流のある授業が多く試みられた。 ・他者を理解しよう意識を高め、自己を認めてもらう喜びに気づき、トレーニングで学んだことを日常に生かそうとする姿勢が見られた。 ・積極的に学級通信等で成果を発信・共有する担任も多かった。		
課 題		・生徒アンケートでは、自己有用感を問う項目の結果が低いなど、数値として明確な成果が表れているとは言い難いため、今後も継続的な働きかけが必要である。 ・学年の発達段階を考慮したカリキュラムを計画できるように、三年間を見通した学習活動へと発展させたい。 ・教師がしっかりとピア・サポートの考え方や必要性を語り、より安全で安心できる場所へと生徒が自発的に学校を変えていく意欲を喚起する。 ・授業における協同学習の充実や、生徒の変容をみとるアセスメントの工夫、成果を地域に発信する機会の設定など、より創意工夫を重ねて、充実した校内研修体制を構築していきたい。		



ウ 生徒会活動に関する取組

子どもの権利の中の、「参加する権利」と関連させ、高等学校における生徒会活動に関する取組を実施した。

実施校	市立札幌新川高等学校
テーマ	ボランティア体験による、自ら考え行動する態度の育成
ねらい	・自分たちに関わる諸課題を、自ら考え、責任をもって行動し、解決していくことを通し、子どもの権利として、より良い地域づくりや課題解決に関わっていく実践的態度を育成する。

育てたい力	・ 自他の権利の尊重や意見表明等の子どもの権利について理解するとともに、自己及び他者を尊重する態度を涵養する。 ・ ボランティア活動等の自発的な活動を組織し、すすんで地域の課題に取り組み貢献していくことで、自ら考え行動する態度を育む。
内 容	【生徒会リーダー交流会での取組】 ・ 札幌市立高等学校生徒会リーダー交流会において、「市立高校全体で取り組めるボランティア」をテーマに、協議を行う際、子どもの権利推進課及び市民自治推進課より講師を招聘した。 ・ 子どもの権利推進課からは、子どもの権利としての社会参加、市民自治推進課からはボランティア活動とは何か、高校生によるまちづくりへの参加について講話をいただいた。 ・ 他校の生徒とともに考え、議論する体験を通し、人権や子どもの権利に関する理解が深まり、札幌市民の一人として地域の課題解決に積極的に関わる意識が高まった。 【さっぽろ雪まつり(つどーむ会場)でのボランティア活動】 ・ 生徒会リーダー交流会のまとめにあたり、実際にボランティアをやってみようという声が上がリ、札幌市最大のイベントである「雪まつり」でボランティアに取り組むこととなった。 ・ 実行委員会の事務局を新川高校生徒会とし、12月に2回、各校生徒会代表者による協議を行い、各校の「のぼり」の作成や、一般生徒への参加呼びかけ等を決定し、実施に向けて準備が進められた。 ・ 2月8日(土)晴天のつどーむ会場において、呼びかけに応じた一般生徒60名を含め、市立高校8校149名がボランティアを実施した。市民や子どもたちに喜んでもらえたことや、若者活動センターのご協力を得て大学生や地域の方々と一緒にボランティアを行ったことで、学ぶことも多く、生徒たちには高い達成感や満足感がみられた。 【学校独自のボランティア活動】 ・ 学校独自の取組として、部活動の生徒を中心に、雪解け時の河川敷のゴミ拾いや、公園の落ち葉拾い、地域の独居老人宅、通学路、バス停の除雪等を行った。社会の一員として、地域の課題を見つけ、解決し、社会に貢献しようとする実践的な態度を育てることができたと考える。
成 果	・ 生徒会の生徒からは、「市立高校で交流をしつつボランティアができてよかった。」、「子どもたちに喜んでもらえていい体験ができた。」、「夏祭りや落ち葉ひろいなど、さらにボランティアの活動を増やしていきたい。」などの感想が出された。 ・ 参加生徒からは、「生徒会の生徒たちがこのようなことを企画して実行したのがすごいと思う。」、「他校の生徒とも仲良くなれた。」、「また参加したい。」などの声が多数あった。 ・ 除雪、ゴミ拾い等には、地域から学校に激励が寄せられている。 ・ 行政と連携し、専門的な立場から講話をいただいたことで、人権への理解が深まり、意識付けができたことは大きな成果であり、さらに、実際に行動し体験することを組み合わせることによって、生徒の中に理論に裏付けられた実践的な力が育成されたものと考えられる。
課 題	・ 今回の取組を、継続していくことができるよう、札幌市や地域とのさらなる連携体制を構築していくことが課題である。



Ⅲ 子どもの権利に関する施策の推進体制

1 子どもの権利に関する推進計画

権利条例第 46 条に基づき、家庭、学校・施設、地域における子どもの権利の保障を進めるための具体的な取組を定める計画を平成 23 年 3 月に策定。計画期間は平成 23 年度～26 年度。

計画の評価・検証は、「札幌市子どもの権利委員会」で実施している。

【基本理念】

「子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性を育むまちの実現」

【基本目標】

1. 子どもの意見表明・参加の促進
2. 子どもを受け止め、育む環境づくり
3. 子どもの権利の侵害からの救済
4. 子どもの権利を大切にする意識の向上

【成果指標】

	子どもに関する 実態意識調査 ※1		指標達成度調査※2					目標値 (H26)
	H21	H25	H21	H22	H23	H24	H25	
自分のことが好きだと思う子どもの割合	53.2%	65.4%	—	—	60.3%	61.6%	59.4%	70%
子どもが、自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合	42.4%	59.3%	—	—	60.9%	60.5%	62.7%	60%
	55.4%	54.9%	58.0%	59.6%	57.3%	63.9%	60.7%	60%
子どもの権利が守られていると思う人の割合	48.3%	57.0%	—	—	65.7%	66.5%	70.8%	60%
	48.4%	49.1%	41.0%	43.9%	43.5%	49.2%	46.1%	60%

上段：子ども 下段：大人

※1 子ども未来局が実施。

※2 市長政策室が毎年度実施。なお、子どもの値は、事業参加者へのアンケートなどの結果であり、大人の調査や子どもに関する実態意識調査とは調査方法が異なる。

2 子どもの権利委員会の運営

権利条例に基づく附属機関として平成 21 年 11 月に設置。第2期子どもの権利委員会より、平成 25 年 11 月に「子どもを受け止め育む環境づくり」に関する答申を受けた。現在は、第3期の委員会(平成 26 年1月～)として活動を開始し、次期推進計画策定に向け、第2期の答申等を踏まえ審議を行っている。

【実績】

- ・委員数 14 名(公募委員 大人 3 名、高校生 3 名を含む)
- ・委員の分野 学識経験者、学校関係者、PTA 関係者、児童福祉関係者、地域関係者
公募委員